

河長監第3-4号

平成29年8月16日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

堀川 和彦

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

総合政策部

第2 監査対象期間

平成28年度

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 平成29年4月24日(月)から平成29年7月27日(木)まで

(2) 委員監査 平成29年7月27日(木)

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査事務処理規程」に基づく一般監査手続きとその他監査委員が必要と認める監査手続きを実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するもの、意見を付すものが見受けられました。

指摘事項

<人権推進課>

補助金交付業務について

人権推進課は、河内長野市人権協会（以下「協会」という。）の事業計画に挙げられている「市民まつりへの出展」や「愛・いのち・平和展」、「夏休みの子ども対象事業」、「人権を考える市民の集い」、「人権週間啓発事業」、「人権相談事業」等の運営・活動を補助対象として、協会に429万円を支出していました。一方、同補助対象事業に対して、「人権・平和啓発推進事業」として120万5千円、「人権相談事業」として333万5千円の業務委託料が支出されていました。また、補助金申請に添付されている収支予算書の収入の

事業概要としては、協会の「事業計画書のとおり」と記載されていましたが、これらは、人権・平和啓発推進事業の仕様書記載の実施事業とほとんど同じ内容となっていました。人権推進課は、補助対象事業と委託事業の整理を行う必要があります。また、協会の自主事業とその他の事業も、区別する必要があります。

補助金実績報告書は、平成28年人権推進事業活動補助金収支精算書のみが添付されており、事業内容の報告がありませんでした。また、「補助事業完了確認等調書」の決裁はありましたが、河内長野市補助金交付規則第15条に基づく審査が行われていませんでした。補助金交付事業の完了確認等は、適正に行う必要があります。人権推進課は、市民が見ても理解できるような書類を整理しておく必要があります。

協会の決算書は、人件費や需用費が事業費の中に組み込まれているものがありました。人件費等は、決算に正確に反映させることが適当です。人権推進課は、適正な決算を行うよう協会を指導する必要があります。

意見

<政策企画課>

ふるさと応援寄附金事業について

政策企画課は、ふるさと応援寄附金事業を実施し、平成28年度に約3600万円の寄附金を収受していました。現在も、寄附者全員に寄附金の5割を目途に返礼品を送付しています。ふるさと応援寄附金は、総務省から返礼品を寄附金額の3割以下にすべきとの通

知がされていると聞き及んでいます。また、ふるさと納税は、ふるさとや地方団体の様々な取組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして創設された制度ですので、市内居住者が居住市町村に寄附金としてふるさと納税し、税金が控除されることを想定したものではありません。事業内容の見直しを検討する必要があります。

また、その事業の実施において、次の①から⑤までの事実を把握しました。

①政策企画課は、平成28年度のふるさと応援寄附金事業に係る収納事務の委託及び指定代理納付者の告示を地方自治法施行令に基づき、行っていませんでした。また、平成29年度の収納事務の委託契約は、株式会社A（以下「受託者A」という。）に対して契約を行っていますが、クレジットカード及びコンビニ決済は、仕様書の中で「Bファイナンスサービス社の決済サービスを利用する」と記載されており、直接の委託契約はありませんでした。

②政策企画課は、「河内長野市が実施する河内長野市ふるさと応援寄附金制度について、受託者Aが、寄附者からのふるさと寄附金の申し込み手続きや謝礼品付与、本制度及び謝礼品のプロモーション等、当該制度の運用に係る一連の事務作業を一括して代行することで、更なる寄附者の増加と、魅力ある謝礼品の拡大、そしてふるさと応援寄附金制度の更なるプロモーションを図ることを目的」とする平成28年度河内長野市ふるさと応援寄附金促進業務実施していましたが、この契約は、随意契約で受託者Aに委託していましたが、年度途中で仕様書を変更し、株式会社C（以下「受託者C」という。）

が運営する外部サイトを利用した寄附金促進施策等を展開しました。また、外部サイトに係る費用は、市と受託者 C が委託契約を締結し、その費用をいったん市が支払い、受託者 A との委託契約の仕様書の規定に基づき、その金額を市が受託者 A に請求し、雑入としていました。

③政策企画課は、現金書留等で寄附の申込みがあったものについては現金出納簿を作成し、ただちに市の口座へ納付していました。また、政策企画課は、寄附者から納入を受ける会計管理者名義の口座をふるさと応援寄附金事業のために開設し、1ヶ月に一度、現金を引き出し、市の口座へ納入していました。この際の現金の取扱いは、現金出納簿に記載されていませんでした

④政策企画課は、毎月、仮の調定を行い、市の口座に納入していました。平成29年4月以降出納整理期間内に、政策企画課は、仮の調定を解除し、寄附者の申出があった各基金に振り替え、各基金担当課長に通知していました。各基金担当課長は、その通知を受け、調定伝票を市長決裁していました。1件10万円以上の寄附に関しては、河内長野市事務決裁規則に基づき市長の決裁をえなければなりません。が、まとめて決裁されていました。

⑤平成28年度の河内長野市ふるさと応援寄附金促進業務に係る業務委託完了届が毎月提出されていましたが、その届1枚のみで、どのような内容で完了したか、書面上は確認できませんでした。

ふるさと応援寄附金事業は、①から⑤までに述べたように、非常に複雑な事務となっています。政策企画課は、全般的に事務の流れ

の整理を行い、単純にできるところは単純にしたうえで、業務マニュアル等を作成し、事務事業の実施を図ることが適当です。